

※2：「身近な生活活動の場」と「対象範囲」は次のとおりです。

生活活動の場	対象範囲
(1) 日常生活で不安を感じた場 (家庭、立ち話など)	感染者と接触した者
(2) 会社組織（職場）・事業所	感染者と同じ施設に属する者
(3) クラブチーム	感染者と同じクラス（チーム）に属する者
(4) 体育館・スポーツセンターなどでの活動及び利用	感染者と同じ時間帯に同じ空間にいた者
(5) 飲食店・理美容・マッサージ	感染者と同じ時間帯に店舗内にいた者
(6) 自治会・民生委員等の活動	感染者と接触した疑いがある者
(7) サークル活動	感染者と同じサークルで活動していた疑いがある者
(8) 公共施設及び類似施設での活動及び利用	感染者と同じ時間帯に同じ空間にいた者
(9) 上記のほか、市長が特に必要と認めたもの	